



# 栃木県公報

令和7(2025)年  
3月31日(月)  
号 外  
第18号

## 目 次

### 規 則

- 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理..... 1
- 栃木県公報発行規則の一部改正..... 2
- 栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則の一部改正..... 4
- 栃木県救急搬送受入協議会規則の一部改正..... 7

### 訓 令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 7
- 栃木県公印規程の一部改正..... 9
- 栃木県文書等取扱規程の一部改正..... 9

### 企 業 局

- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正..... 10
- 栃木県公営企業財務規程の一部改正..... 12
- 栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正..... 13
- 栃木県企業局処務規程の一部改正..... 14

### 議 会

- 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正..... 15

## 規 則

### 栃木県規則第28号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

**第1条** 建築士法施行細則(昭和25年栃木県規則第130号)の一部を次のように改正する。

第1号書式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

**第2条** 災害救助法施行細則(昭和35年栃木県規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記様式第7号(裏面)中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年栃木県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合) <b>第6条の2</b> 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定	(休業補償を行わない場合) <b>第6条の2</b> 条例第7条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定



2 定期発行の公報は、毎週2回火曜日及び金曜日に\_\_\_\_\_発行する。ただし、発行日が休日にあたるときは、順次繰り下げて発行する。

3 略

4 知事は、公報を発行しようとするときは、第4条に規定する事項（以下「公報掲載事項」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を知事の使用に係る電子計算機に備えられた公報掲載事項を記録するためのファイル（以下「公報ファイル」という。）に記録しなければならない。

5 公報の発行は、知事が、公報ファイルに記録された公報掲載事項（以下「電磁的公報記録」という。）について、当該公報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

6 知事は、災害等の事情が生じたことにより、前項の措置をとることができなくなったときは、同項の規定にかかわらず、公報掲載事項を記載した書面を栃木県の掲示場に掲示することにより公報の発行を行うことができる。

（掲載事項）

第4条 公報には、次に掲げる事項を掲載する。

(1)～(5) 略

(6)・(7) 略

2 略

（附録の発行）

第5条 略

2 公報は、毎年2月1日に、附録として前年に掲載した事項の総目録を発行する。

2 定期発行の公報は、毎週2回火曜日及び金曜日に号をおって発行する。ただし、発行日が休日にあたるときは、順次繰り下げて発行する。

3 略

（掲載事項）

第4条 公報には、次に掲げる事項を掲載する。

(1)～(5) 略

(6) 通知（例規に属するもので文書学事課長が適当と認めたものに限る。）

(7)・(8) 略

2 略

（掲載事項の省略）

第5条 掲載事項中の諸表、図面、別紙等で複雑又は不適當なものについては、条例及び規則を除くほか、掲載を省略し、原本又はその写を関係箇所に掲示してこれを代えることができる。

（附録の発行）

第6条 略

2 公報は、毎年1月15日に、附録として前年に掲載した事項の総目録を発行する。

（公報の無償配布）

第7条 公報は、次に掲げる箇所に無償で配布する。

(1) 栃木県議会及び栃木県議会事務局

第6条 略

第7条・第8条 略

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、公報の発行、掲載等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(文書学事課)

栃木県規則第30号

栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

- (2) 県内の市町村議会
- (3) 他の都道府県議会
- (4) その他必要と認める箇所

(公報の販売)

第8条 公報の購入を希望する者には、印刷を請負った業者から販売させる。

2 前項の販売人は、別に定める販売価格及び申込方法とともに、公告する。

(公報の閲覧)

第9条 公報は、庁内の適当な場所に備え置き、必要と認める期間、住民の閲覧に供するものとする。

第10条 略

(登載事項の併合、分割)

第11条 同日付の公報に登載する同種類の告示又は公告は、これを併合することができるものとする。

2 登載事項が複雑又は長文のもので同日付の公報に登載し難いと認めるときは、事案の緩急により2回以上に分割して登載することができるものとする。

(回議書の回付)

第12条 文書学事課は、公報の原稿を締め切ったときは、第4条各号に掲げる順序に編集し、登載事項別に令達番号簿に登載し、回議書は公報登載済印を押した上主管課、原稿は印刷業者にそれぞれ回付するものとする。

第13条・第14条 略

(増刷)

第15条 公報は、主管課の依頼に応じて増刷することができる。この場合において増刷に要する経費は、主管課の負担とする。

栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置及び管理条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
別表第2 栃木県総合運動公園北・中央エリアの項を次のように改める。

<p>栃木県総合運動公園 北・中央エリア</p>		<p>午前8時30分から午後6時まで（陸上競技場及びトレーニング室にあっては午前8時30分から午後9時まで、武道館にあっては午前9時から午後9時まで）</p>	<p>午前8時30分から午後6時まで（陸上競技場、野球場（本球場）、トレーニング室、テニスコート並びに陸上競技場及び野球場（本球場）の会議室並びにラウンジにあっては午前8時30分から午後9時まで、武道館並びに武道館及び合宿所の会議室、師範室並びに控室にあっては午前9時から午後9時まで、合宿所にあっては午前0時から午後12時まで（1月4日にあっては午後1時から午後12時まで、12月28日にあっては午前0時から午前10時まで））</p>
------------------------------	--	---	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表第3（第12条関係）</b>				<b>別表第3（第12条関係）</b>			
体育施設名	附属設備及び器具名	使用単位	基準額	体育施設名	附属設備及び器具名	使用単位	基準額
略				略			
	略	略	略	略	略	略	略
		略	略			略	略
	野球場（本球場）	午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	略	420円	野球場（本球場）	午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	略
		午後6時から午後9時までの時間1回につき	略			午後6時	略
放送設備	略	略	略	放送設備	略	略	略
		略	略			略	略
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	略			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	略
		午後6時					

栃木県 総合運 動公園 北・中 央エ リア	テニスコート	から午後 7時まで の時間1 回につき	180円	栃木県 総合運 動公園 北・中 央エ リア	テニスコート				
		午後7時 から午後 8時まで の時間1 回につき	180円						
		午後8時 から午後 9時まで の時間1 回につき	180円						
	略	略	略		略	略	略	略	
	略	略	略		略	略	略	略	
	電光掲示板	午前8時 30分から 午後6時 までの時 間1回に つき	略		略	電光掲示板	午前8時 30分から 午後6時 までの時 間1回に つき	略	略
		午後6時 から午後 9時まで の時間1 回につき	2,190円		略		略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略		
略				略					
備考				備考					
<p>1 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場又は野球場（本球場）の放送設備を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあっては270円、午後9時後の利用にあっては210円とする。</p>				<p>1 やむを得ない理由により午後6時後_____に栃木県総合運動公園北・中央エリアの_____野球場（本球場）の放送設備を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後_____の利用時間1時間につき、200円_____とする。</p>					
<p>2 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの第2陸上競技場、サッカー・ラグビー場又は多目的広場（投てき場）の放送設備を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあっては270円、午後6時後の利用にあっては210円とする。</p>				<p>2 やむを得ない理由により午後6時後_____に栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの放送設備を利用する</p>					

場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、270円とする。

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては1,160円、午後9時後の利用にあつては1,090円とする。

場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、270円とする。

3 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、730円とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(スポーツ振興課)

栃木県規則第31号

栃木県救急搬送受入協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県救急搬送受入協議会規則の一部を改正する規則

栃木県救急搬送受入協議会規則（平成21年栃木県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第2条 協議会は、委員 <u>25人</u> 以内で組織する。 2 略	(組織) 第2条 協議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。 2 略

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において栃木県救急搬送受入協議会の委員である者の任期は、栃木県救急搬送受入協議会規則第3条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(消防防災課)

訓 令

栃木県訓令第1号

本 庁  
出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和39年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 一般服務心得 第1節 略	目次 第1章 略 第2章 一般服務心得 第1節 略

第2節 勤務(第10条の2—第21条)  
 第3節～第6節 略  
 第3章 略  
 附則

第2節 勤務(第11条—第21条)  
 第3節～第6節 略  
 第3章 略  
 附則

第2節 略

(健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間の確保)

第10条の2 所属長は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

別表食肉衛生検査所の部を次のように改める。

食肉衛生検査所	輸出に係る食肉衛生の監視指導業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前7時から午後3時45分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
	輸出に係る食肉衛生のサルモネラ検査業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前6時から午後2時45分まで	
	と畜検査の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	
				早出勤	午前7時から午後3時45分まで	
				準早出勤	午前8時から午後4時45分まで	
遅出勤	午前10時から午後6時45分まで					
その他の職員(フレックスタイム制勤務職員を除く。)	38時間45分	日曜日及び土曜日	月曜日から金曜日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで	

別表畜産酪農研究センターの部を次のように改める。

畜産酪農研究センター	家畜の飼養管理及び家畜の飼料の生産の業務に従事する職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	4週間につき8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、所属長は、業務の実情に応じ午前8時から午後4時45分まで又は午前9時から午後5時45分までの時間帯に割り振ることができる。	午後0時から午後1時まで
------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	----	--	--------------

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(人事課)

栃木県訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 事 務 所  
教 育 委 員 会 の 所 管 に 属 す る 教 育 機 関  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局  
議 会 事 務 局  
警 察 本 部  
警 察 署

栃木県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公印規程の一部を改正する訓令

栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第4条、第14条関係）			別表第2（第4条、第14条関係）		
公印の種類	用 途	保 管 課 長 等	公印の種類	用 途	保 管 課 長 等
略			略		
建築主事印	建築主事用	<u>建 築 指 導 課 長</u>	建築主事印	建築主事用	<u>建 築 課 長</u> <u>土 木 事 務 所 長</u>
略			略		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

栃木県訓令第3号

本 庁  
出先機関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第33条関係） 文書記号表			別表第2（第33条関係） 文書記号表		
1 本庁			1 本庁		
	部 課 名	記 号		部 課 名	記 号
略			略		
生活文化ス	略	略	生活文化ス	略	略
	<u>文 化 振 興 課</u>	略		<u>文 化 振 興 課</u>	略

ポーツ部	文化と知の創造拠点整備室	文 知
	略	略
略		
県土整備部	略	略
	建築営繕課	建 営
	建築指導課	建 指
	略	略
略		
2 略		

ポーツ部		
	略	略
略		
県土整備部	略	略
	建築課	建
	略	略
	略	略
略		
2 略		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(文書学事課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第2号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第3条の2 略</b></p> <p>2 管理者の権限を行う知事は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間において勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</u></p> <p>3 管理者の権限を行う知事は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間において勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が別に定める者（以下「配偶者等」という。）で、負傷、疾病、老齢等により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の</p>	<p>(深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p><b>第3条の2 略</b></p> <p>2 管理者の権限を行う知事は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間において勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 管理者の権限を行う知事は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が</u>当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間において勤務をさせてはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者の権限を行う知事が別に定める者（以下「配偶者等」という。）で、負傷、疾病、老齢等により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の</p>

始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第4項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして管理者の権限を行う知事が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」

\_\_\_\_\_と読み替えるものとする。

第21条の3 略

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第21条の4 管理者の権限を行う知事は、職員が当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者の権限を行う知事は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第21条の5 管理者の権限を行う知事は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第1（第13条関係）

始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項の規定により子に含まれるものとされる者を含む。第4項を除き、以下同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日午前5時までの時間をいう。以下同じ。）において常態として当該子の養育をすることができるものとして管理者の権限を行う知事が別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、第2項中「3歳に満たない\_\_\_\_\_子のある職員が当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者の介護」と、\_\_\_\_\_「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子の養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者の介護」と読み替えるものとする。

第21条の3 略

別表第1（第13条関係）



(特別償却)  
**第94条の2** 規則第15条第2項(規則第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特別償却の率は、100分の50を超えない範囲内で、管理者の権限を行う知事が、別に定める。

(償却開始時期)  
**第96条** 規則第15条第5項による減価償却は使用の当月から、規則第16条第4項による減価償却は取得の当月からそれぞれ月数に応じて行うものとする。

なければならない。  
**2** 前項の担保を受け入れするときは、第50条から第52条までの規定に準じて整理するものとする。

(特別償却)  
**第94条の2** 規則第8条第2項(規則第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特別償却の率は、100分の50をこえない範囲内で、管理者の権限を行う知事が、別に定める。

(償却開始時期)  
**第96条** 規則第8条第6項による減価償却は使用の当月から、規則第9条第5項による減価償却は取得の当月からそれぞれ月数に応じて行うものとする。

別表第1IV用地造成事業会計・地域総合整備事業会計勘定科目の部A貸借対照表勘定科目の款資産の項(2)固定資産の表中

基金	用地造成事業基金	用地造成事業基金	貸倒引当金	を
			用地造成事業基金	
			貸倒引当金	に改める。

**附 則**

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

**栃木県公営企業管理規程第4号**

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程**

栃木県企業局企業職員給与規程(昭和31年栃木県電気事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当(条例第8条の3に規定する手当を含む。)、<u>超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当の支給については、</p>	<p>(栃木県職員に準ずる給与)</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用されたものに支給する給与のうち、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤手当(条例第8条の3に規定する手当を含む。)、<u>超過勤務手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当</u>及び退職手当の支給については、</p>

当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。

2・3 略

（管理職員特別勤務手当）

第7条 略

2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事する時間が6時間を超える場合にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

3・4 略

当分の間、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の行政職給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表並びに地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和27年栃木県条例第56号）が適用される職員の例による。

2・3 略

（管理職員特別勤務手当）

第7条 略

2 条例第12条の2第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、勤務1回につき当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

3・4 略

附 則

この管理規程は、令和7年4月1日から施行する。

栃木県公営企業訓令第1号

本 庁  
発電管理事務所  
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程（昭和45年栃木県電気事業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2本庁関係財務関係事項(1)一般的事項の表1の項第1号を次のように改める。

1 工事の竣工検査に関する事務				
(1) 請負工事金額が2億円以上のもの			○	
(2) (1)以外のもの				○

別表第1の2本庁関係財務関係事項(2)予算の執行関係（事案の決定）の表委託料の項を次のように改める。

委 託 料		5,000万円以上	5,000万円未満 （幹事課長専決事項及び課長専決事項に係る業務委託の設計変更（変更後の委託額が5,000万円以上のものを除く。）を含む。）
-------	--	-----------	---

別表第1の2本庁関係財務関係事項(2)予算の執行関係（事案の決定）の表工事請負費の項を次のように改める。

	5億円以上		2億円以上5億円	2億円未満（幹事
--	-------	--	----------	----------

工事請負費			未満（幹事課長専決事項に係る請負工事の設計変更（変更後の請負額が3億円以上5億円未満のものに限る。）を含む。）	課長専決事項及び課長専決事項に係る請負工事の設計変更（変更後の請負額が3億円以上のものを除く。）を含む。）
-------	--	--	---	---

別表第2の2出先機関関係財務関係事項の表1の項第1号中「1億円」を「2億円」に、「2,000万円」を「5,000万円」に改め、同項第3号中「3,000万円」を「5,000万円」に、「1,000万円」を「2,000万円」に改め、同項第5号中「元請負額に対する30パーセント以内又は300万円以下の」を削り、「2,000万円」を「5,000万円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経営企画課)

**議 会**

**栃木県議会告示第3号**

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

栃木県議会議長 池田 忠

**栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示**

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年栃木県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第8号まで、別記様式第15号から別記様式第17号まで、別記様式第21号及び別記様式第22号中「」を削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。